皆様の尊い、御支援による 昭和三十年度赤い羽根 共同募金 結果報告

共同募金につきましては、市民の皆様の絶大な御協力によりまして県下十六市十三郡中第七位の好成績を納めまして、誠に感激に堪えません。募金の内訳その他左の通りです。

共同募金収納額　金五拾九萬九千八百参拾四円

（内訳）
戸別募金参拾七万八百九拾四円
街頭募金　七万九千四百七拾円
大口募金　拾四万七千八百円
職域募金　壱千六百七拾円

共同募金目標額金五拾参万五千円に対し実績額は一一二％となる。（厚生課）

市営と畜場 第一期工事完成

（写眞は市営と畜場）

懸案の富士市営と畜場新築も一部工事を残し殆ど完成十二月十六日移転開所式を挙げる事が出来ました。新と畜場は建坪一二七坪鉄筋コンクリート特殊K構造様式に依るモデルと畜場として各方面より関心を寄せられて居ります。市民に清潔にして新鮮旨美味な食肉を供給し保健的効用を高め肉市価の調節上なくてはならない冷蔵庫の建設や検査員室管理人室事務室等第二期工事として残されているものはと場の機能を充分発揮するために絶体不可欠の施設であります。是非共来年度に於いて完成させたいものであります。伸び行く富士市のためにも（衛生課）

恩給請求について

今回恩給法の一部改正により左記事項に該当する方は恩給を請求する事が出来る事になりましたので、該当者は市役所厚生課に手続きをお取り下さい。

一、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で一年以上七年未満の在職年を有する者がそれらを通算すると普通恩給最短年限以上（下士官兵十二年准士官以上十三年）に達する時は普通恩給の受給権利を与えられる。

二、戦争犯罪人として有罪の判決を受けて拘禁された旧軍人で、拘禁前の軍人としての在職年が恩給年限には達しないが拘禁中の年月数を加えた場合恩給年限に達すれば受給権利を得る。

尚普通恩給既裁定者並に受給資格者、傷病恩給受給資格者で請求の済まない方は、なるべく早く手続きをお取り下さい。（厚生課）

自作農維持創設資金の貸付について

（農産課）

自作農維持創設資金制度は去る八月十五日公布施行された「自作農維持創設資金融通法」によって新たに設けられたる制度で、これは農地改革によって作られた新しい土地の制度を維持するため恒久立法として、さきに農地法が制度施行された事はすでに農家の皆様には御承知の通りであります。わが国農家の現状ではまだ大部分が一町未満の零細経営で、経済基盤が大変に弱いため、最近では自作農が災害疾病相続等の臨時支出を賄うための資金の調達が出来ないので、自作地等を他に転売するものが遂次増加して来、これを放置すれば経済的の面から農地改革の成果がくずれるため政府が自作農の転落防止の経済的措置を講じ長期且つ低利に資金を融通するのが本制度であります。

主なる貸付金の種類は次の四つに分れている。

一、住宅、店舗及び工場等凡ての建築物の内、建築延面積が十平方メートル（三坪）以上の建築物、工作物等を建築（新築、改築、増築移転、模様替及び用途変更、大規模の修繕）をしようとする者は、工事前に建築物（工作物）の確認申請書を提出しなければならない。

一、建築物（工作物）確認申請書に依つて、確認通知があつて、工事を始める時に着工届を、又、完了した場合は工事完了届を提出しなければならない。

一、既存建築物の延面積が、十平方米（約三坪）以上の凡ての建築物を解体除去した場合は、徐去届を提出しなければならない。

一、若し、確認及び、前記の届出なしに建築した場合には建築基準法により建築主事より工事の停止命令を受け、県に設置された建築審議会に依つて、建築主、建築工事施行者（大工、工事人）及び設計者等各々に建築物の撤去及び罰金等の刑を科せられます。

尚、都市計画法による路線、建築線等道路の関係がありますので、工事着工前に必ず確認を受けて下さい。

◎詳細は市役所土木課建築係にお問合せ下さい。

貸付金の種類、相手方、利率、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	貸付金の相手方	利率（年利）	償還期間	据置期間
一、自作地の取得資金	農地面積を増加しなければ経営の安定を確保出来ないと認められるもの	五分	二〇年以内	三年以内（据置期間を含む）
二、小作地の取得資金	小作地につき耕作又は養畜の事業を行う者			
三、相続資金	共同相続人のうち資産に属する農地の耕作又は養畜の事業を行うとする者			
農地に係る相続分の譲渡を受けるのに必要の資金				
その他遺産の分割による細分化を防止するのに必要の資金				
四、維持資金	自作地を売渡す等その農業経営に著しい支障を及ぼす事なしには当該資金を調達する事が困難な者			
疾病負傷災害その他負傷整理のために必要な資金				

貸付金は一農家あたり最高額二十万円であり大体農地の固定資産税評価額に掛ける農地でこの枠内の金額が借りられます。

担保は借入者が所有する農地又は同一市町村に居住する農業者であります。

資金の貸付を受けたい方は農業委員会に相談して下さい。

住宅等建築には必ず確認申請（建築届）を

富士市には、一年間約三百戸近い家が建築されております。しかし、この中の五分の一ぐらいは無届建築で、県庁及び、土木事務所の、建築主事の確認を受けておりません。では、何のために確認を受けなければならないかと言いますと、この法律の目的を記せば一目で解ります。目的は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、そうして公共の福祉に資することを目的としております。この建築基準法の大要は次の通りです。

オーストラリヤ人より返還された日本刀の旧所有該当者について

右のことについて外務省を通じ下記写のとおり旧陸軍軍人所有の日本刀二振が厚生省に返還されてきているので、心当りの方が御座居ましたらば、明年一月十日迄にその経緯を詳細にして市役所厚生課にお届け下さい。

種類	一銘	そり	巾	長さ	重量	刀緒の色	摘要
新々刀	なし	七、六分	細身	二尺三寸〇分	三五〇匁	赤（佐官）	柄頭に下の紋章あり
偕行刀	なし	五分	厚身	二尺二寸〇分	五〇〇匁	茶色（下士官）	

富士市社會福祉協議会の歩み

五月実施事項　子供の日児童福祉週間に協力

六月実施事項　身体障害者慰安会開催　民生児童委員研究会（世帯更正）開催

七月実施事項　社会を明くする運動（犯罪防止）実施。要保護中学校生徒修学旅行費補助金弐万円支出　老人の日の行事打合会開催。遺児靖国神社参拝に付菓子代金五千九百円支出

九月実施事項　共同募金打合会開催　敬老会開催に付協力費用金弐万円支出

十月実施事項　共同募金実施募集高金五拾九万九千八百参拾四円割当額五十三万五千円より金六万四千八百参拾四円超過募集歩合一一二％県下十六市十三郡中第七位（別掲参照）　要保護小学校児童修学旅行費補助金四千弐百円支出

十一月実施事項　文化の日模範民生委員大石八重治氏表彰　ヒロポン対策協議会に参加富士市よりヒロポンを無くする事に真剣に乗出す

本会えの特志寄附者左記の通りです

七月十七日　水戸島大芝徳子氏亡夫嘉一氏の遺志に依り本会費用の内へ金壱万円寄附せらる

八月二十四日　柚木福島照二氏子供病気入院中見舞に対する返礼を廃して金弐千円を本会へ寄附せらる

八月二十六日　本町河野勝義氏より本会の趣旨に賛同し金参千円寄附す

九月二十六日　本会副会長萩原芳作氏より御令室の葬儀の費用を節約せられ本会へ金壱万円を寄附せらる

十一月二日　岩本西村甫三氏より母堂の葬儀の費用を節約せられ金壱万円を本会へ寄附せらる

◎住民登録について

住民登録は、市民の居住の関係を公証しその日常生活の利便を図るとともに富士市に居住する総人口が明らかになり選挙、入学、主食の配給、印鑑証明、居住証明、予防接種、徴税その他の事務が適正にしかも迅速に処理することができます。

他の市区町村から富士市に転入せられたり又市内転居、その他登録事項に変更のあつた場合は、十四日以内に必ず市役所戸籍課又は、田子浦支所、岩松支所の何れかに届出て下さい。

他の市区町村へ転出せられた場合には転出先の市区町村役場へ御届け下さい。（戸籍課）

人事

◇区長

（退任）
九月三十日　東芝水戸島区　小林権作
〃　下中区　影山伊佐美
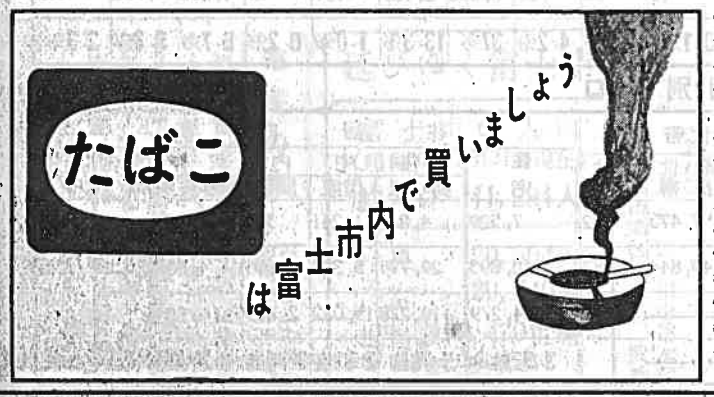
（新任）
十月一日　東芝水戸島区　中村正、
〃　下中区　笠井元吉